



東京都社会福祉事業団は、処遇改善、福利厚生等の充実、キャリアアップ支援などに取り組んでいます。

## 処遇改善の取組み

### ◆昇給制度を改善しました！

選考に基づくキャリアアップの機会が保障されており、勤務成績と職務経験に応じた人事・給与制度になっています。

例えば、令和4年4月に採用された正規職員が良好に勤務を継続し、採用から3年目に2級職員だった場合に見込まれる年収は約354万円、採用から8年目にサブマネージャーになっていた場合は約463万円、採用から15年目にマネージャーになっていた場合は約619万円（20年目で約705万円）になります。

※ただし、現在の給与制度を前提とした交代制勤務職場の福祉職のケースで、期末勤勉手当、職務手当、夜間業務手当（月5回）、地域手当（18%）を加えた場合の年間収入額です。

職級	職名	選考方法	年数 昇任選考 資格基準
5級	ジェネラル マネージャー (管理職層)	職制選抜・選考	—
4級	マネージャー (監督職層)	職制選抜・選考	4年以上
3級	サブ マネージャー (指導職層)	本人申請・選考	3年以上
2級	一般職員	本人申請・選考	3年以上
1級		本人申請・選考	2年以上

### ◆各種手当を充実しました！

- 期末勤勉手当（1級は給料月額の3.35月、2級以上は給料月額の4.65月）を6月と12月に分けて支給します。
- ポストに応じた職務手当を毎月支給します。
  - ・ 4級（マネージャー）で部門長の職員 月額5万円
  - ・ 4級又は3級（サブマネージャー）でグループリーダーの職員 月額3万円
  - ・ 職級に関わらず、業務内容に着目し困難な課題等就いている職員 月額1万円（例として、児童養護施設：棟総括、フロアリーダー、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、障害者（児）施設：チーフ、移行支援担当職員）
- 夜間業務手当（夜勤または宿直1回あたり 3,500円）を毎月支給します。
- 地域手当（施設の所在地により給料月額の10%～18%）を毎月支給します。

## 福利厚生等の充実

### ◆年次有給休暇、育児休業制度等の利用を推進します！

- 常勤職員の年次有給休暇（採用1年目は15日、2年目以降は20日）・夏季休暇（年間5日）の取得目標は併せて15日以上とします。
- 育児休業の取得率目標は、女性職員で90%以上、男性職員で7%以上または出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率目標で50%以上とします。
- ★ 令和元年度実績は、育児休業の女性職員取得実績で100%、男性職員取得実績で9.5%、出産支援休暇で81.0%、育児参加休暇で85.7%でした。
- 育児短時間勤務（小学校1年生の年度末まで取得可能）が利用できます。

### ◆「職員住宅」または「借り上げ住宅」があります！

- **職員住宅**は全ての児童養護施設と七生福祉園、八王子福祉園、千葉福祉園にあります。職員住宅のない日野療護園、希望の郷東村山、東村山福祉園には**借り上げ住宅**があります。  
【使用料月額：職員住宅（単身）10,000円以下、（家族住宅）15,000円程度】  
【借り上げ住宅：賃料等が月82,000円までは職員負担は賃料等の10%】  
※ 交代制勤務に従事する場合の減額率適用後の使用料です。

### ◆賃貸住宅にお住まいの方のための「住居手当」や「非常時対応手当」があります！

- **住居手当** 月額15,000円（年度末35歳未満の職員が世帯主である場合）
- **非常時対応手当** 月額20,000円（受給期間上限6年）  
※ 非常時対応手当は非常時における職員体制を確保するため、職員住宅の状況を勘案して勤務地ごとに定める必要な人数の範囲内で、対象の職員に対して支給されます。  
※ 住居手当は東京都準拠、非常時対応手当は事業団独自の制度です。

### ◆福利厚生事業が充実しています！

東京都職員と概ね同じ福利厚生事業が利用できます。例として、祝金や見舞金の支給、旅行料金の割引、育児・介護支援（ベビーシッターの割引等）、健康づくり支援（スポーツクラブの割引等）、相談室の利用（法律・税・ライフプラン・育児・介護・心の健康等）など、様々なメニューがあります。

## 奨学金返済支援制度

◆**大学・専門学校等で貸与型奨学金を得て就学し、福祉資格を取得した後、福祉職として採用となった方を対象に、採用5年目までの奨学金の返済を支援します！**

支援金として**月額1万円**（奨学金返済額の方が少ない場合は奨学金返済相当額）を年度末に一括で給与とは別に交付します。ただし、支援を受けるときに事業団職員として在職していることに加え、以下の要件があります。

- ①支援を受けた後、引き続き1年以上職員として勤務すること
- ②貸与型奨学金の返済を継続していること

以下の貸与型奨学金が対象となります。

- ・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）
- ・地方公共団体
- ・学校等（大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校）

○ **採用後5年間支援を継続し、最大で総額60万円を交付！**

令和4年4月に正規職員になった場合、令和4年度から令和8年度までの各年度末に12万円ずつ、最大で**総額60万円**を交付します。

## キャリアアップ支援

OJT・OFF-JT(研修)・自己啓発支援の3つの柱を掲げ、法人全体で取り組んでいます。

◆**充実した研修制度等があります！**

新任職員ごとに先輩職員（チューター）が付いて職務の指導や相談、助言を行う制度があります。また、採用時、1級、2級、3級、4級と昇任に合わせて必要なスキルを学ぶ研修、虐待防止、コンプライアンス・人権問題、クレーム対応、リスクマネジメントなどの課題別研修、その他にも多くの研修メニューが用意されています。

事業団内部の研修の他に、東京都や東京都人材支援事業団、東京都社会福祉協議会などの外部研修の受講の機会もあります。障害者支援職員研修のサポーターズ・カレッジ（オンライン）も受講できます。

## ◆自己啓発支援制度があります！

職員の自己啓発を支援するため、社会福祉士、介護福祉士など職務と関連する資格の取得や、組織運営、リーダーシップ、問題解決・論理的思考等をはじめとする各種通信教育講座の受講に対して支援を行う制度です。

### ○ 資格取得のための経費を支援！

社会福祉士や介護福祉士をはじめ、職務に関連する資格取得のための経費を支援します。試験に合格すること(不合格の場合は翌年度に「再チャレンジすること」)などを条件として、負担額の100%または75%(交付割合は資格によって決まっています)に相当する金額を支援金として交付します。

#### ①資格試験受験料

#### ②必須講習受講料(上限30万円)

資格の認定機関から受講を指定された講習会等の受講料

#### ③対策講座受講料(上限6万円)

試験に合格することを目的として受講した講座の受講料

★ 令和2年度はこの制度を利用して15名が公認心理士、社会福祉士、社会福祉法人簿記認定試験(初級)、精神保健福祉士、介護福祉士などの資格を取得しました。

### ○ 資格取得の受験資格として必要な養成校のための費用も支援！

社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得の受験資格を得るために養成校に通う場合、その費用について30万円を上限に支援します。

ただし、講習会等修了時に事業団職員として在職していること、資格取得試験を受験することが要件となります。

### ○ 通信教育講座受講料を支援！

自主研修として、職員が勤務時間外において職務と関連する通信教育講座を受講するための受講料を支援します。当該年度内に対象講座を修了した場合は、受講料の100%または50%に相当する額を支援金として支給します。

**その他にも、働きやすい職場環境の整備に向けて、ICTや次世代介護機器(マッスルスーツやセンサー等)の導入、「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」などに取り組んでいます。**



**東京都社会福祉事業団**

〒169-0072 東京都新宿区大久保3-10-1-201

TEL 03-5291-3600